

## 令和2年度 第3回与謝野町上下水道審議会

日 時 令和2年9月11日(金)  
午後7時30分～午後9時32分

場 所 与謝野町野田川庁舎 2階 研修室

出席者	(学識経験者)	伊藤 委員	(使用者代表)	杉本 委員
		大江 委員		青木 委員
		糸井 委員		木下 委員
		小田 委員		大槻 委員
		芋田 副会長		宮崎 委員
				柴垣 会長

欠 席 (学識経験者) 木下 委員

事務局 上下水道課  
山添課長 赤西主幹 榊課長補佐 坂根課長補佐 大門課長補佐

令和2年度第3回上下水道審議会次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 題
  - (1) 下水道使用料の改定について
  - (2) 水道料金の改定について
  - (3) 水道加入負担金の改定について
  - (4) その他
4. 閉会のあいさつ

## ○会議の概要

### 1. 開 会 (19:30)

会議の成立状況の報告 事務局

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議 事

#### (1) 下水道使用料の改定について

事務局より資料説明

#### (質疑応答)

事務局

令和3年度から令和12年度までの10年間分の排水負担金を全て使用料で賄う場合、基準外繰入金の50%が使用料で賄えることになる。残り50%は、基準外繰入が残ることになります。

議長

排水負担金のことですが、令和5年度から新しい契約になる予定ですが多少なりとも引き下げられる見込みはあるか。

事務局

排水負担金の計算にあたって、宮津市と与謝野町の水量は若干の伸びはありますが、今後は、宮津市、与謝野町ともに水量の減少が予想されています。ただ、今までは資本費の償還元金の部分については5年前まで京都府に全額を負担してもらっていたが、5年前からは市町にも一部負担が出ており、100%京都府が負担していた資本費の部分を平成30年から宮津市と与謝野町で8分の1を負担して、残りの8分の7を京都府が負担するということで資本費分が増額された経過があります。

前回の見直し時には、その割合を徐々に増やしてほしいということを聞いています。

議長

上る要素しかないのか。

事務局

上がる要素がある。

額が未確定なので最終年度の額を引き続き5年度からも計上している。

それから、会計処理の方法がいままでの官庁会計から公営企業会計に変わることになっている。

本町の場合は令和5年度を目途に移行を考えており、京都府の流域下水道においては2年前に移行されている。現在、新しい経営戦略をたてるための経営審議会をされており、その中で、先程、申しました地方債、企業債の償還を資本費で持つのか、維持管理費に持っていくのかということの見直しを考えておられる。その辺りの不確定な要素も出てきている状況です。

ただ、この前の審議会では、市町への負担が大きく変わらないような配慮はしていくとの説明がありましたが、実際にどんな格好で配慮されるかはまだわかりませんので下がる方向での試算は難しいという印象です。

委員

一点、今の件で国の方で、下水道事業の広域的な運用について、以前新聞に出ていたと思うが、具体的には、どのような内容か。

事務局

一つは、下水道事業を管理している事業体の統合や共同運用などにより、効率化を図ること。

もう一つ、前回の会議で〇〇委員からもありました、農業集落排水や漁業集落排水それぞれ所管省庁が違う部分をひとまとめにして管理する。大きくは、その二つが広域的な下水道施設の運用になると思う。

前段に申しました、複数の事業者による広域化・共同化については京都府では、昨年から研究会を立ち上げています。

本町の場合は、流域下水道という形で事業が運営されているので、あとは流域下水道の中でどのように広域化・連携していくのか、京都府の方と本町など流域下水道に参加している事業者で協議することになると思います。今のところ具体的に上がっているのは農業集落排水の処理場を更新するのではなく、公共下水道につなぐことの方が早く進みつつあります。

あとは、広域的な事業運営をということで、共同発注なども考え方としてはある。今後、そういった協議が進んで行くと思っている。

議長

前回の改定率は、何%か。

事務局

前回は平均改定率15%。1m<sup>3</sup>あたり20円の値上げで、20m<sup>3</sup>の使用で400円値上がりしたことになります。

議長

何年度に改定だったか。

事務局

平成29年の7月から適用です。

前は単純に1m<sup>3</sup>につき20円値上げをしています。

今回は、それぞれに改定案①では34%、改定案②は30%をかけて料金表を作成し、水量ごとの金額を出しているのです、お使いいただく水量によって改定率の差はあまりない。

議長

質問、ご意見等はございませんか。

委員

合併時は、水道料金と下水道使用料は一緒だったのと思うが。

事務局

合併時は、違っています。

旧加悦では、合併前には水道料金と下水道使用料が同じでした。他は違っていたので、水道に対して下水道の方が安い料金設定で合併後はスタートしています。

委員

同じだったら改定しなくても良かったかもしれない。

事務局

改定については、しなければならなかったと思う。

同じ料金水準だったとしても、下水道は、短期間でとても大きな額を投資して、整備をすすめた結果、面整備は、概成したが、経営の方は非常に苦しい状況となっている。

参考までに、ご質問の下水道使用料について、合併前の基本料金は、野田川が1,300円、加悦が1,300円、岩滝が1,150円、基本料金だけで比較すると、合併時に一番安かった岩滝に併せて1,150円になっている。

水道は、野田川が1,500円、加悦が1,300円、岩滝が1,200円プラスメーター使用料だったのが、岩滝は若干上がって1,350円、加悦と野田川については、野田川の1,500円と高い方に統一された。

基本水量が違ったので、加悦は基本水量が5m<sup>3</sup>、野田川が基本水量10m<sup>3</sup>だったので、10m<sup>3</sup>で比較すると旧加悦は若干の値下げになっている。

委員

前回、平成29年に1m<sup>3</sup>に対して20円値上げをされたのは、今回のように改定案が何パターンかあってそれを審議されたのか。

事務局

前にご説明しましたが、繰入には、基準外繰入と基準内繰入と大きく分けて2種類あります。基準外繰入が簡単に言うと赤字の補填、基準内繰入が総務省の定めるルールに基づいた繰入で、交付税算入の対象となるものです。本町の場合、下水道使用料の水準が安く、本来なら基準内繰入の対象となるべきものが、基準に該当しない状態でした。

その繰入基準に該当させるためには、最低1m<sup>3</sup>あたり20円の改定が必要でしたので、最初から20円という提案をさせていただき、それについてご審議いただいた経緯があります。

少し詳しく説明しますと、1m<sup>3</sup>あたり20円の値上げによって、処理原価が150円を超え、繰入基準に該当するという試算になりましたので、20円の改定をご提案させていただきました。

この部分については、供用開始から30年間しか対象にならないので、与謝野町の場合は令和6年までとなっています。国に対して、下水道協会を通じて、制度の改善要望を引き続き行っております。

増収は1m<sup>3</sup>あたり20円ですが、一般会計としては、高資本の対象になった繰入額のうち40%が国から交付税として頂けることになる。

委員

40%。

事務局

同じ繰り出しでも、基準内繰入であれば高資本として出した額の40%が交付税として入ってくる。1億に対して4千万円が国から入ってくる。

今日お配りした資料で、使用水量の段階別の構成比としては、一か月11～30m<sup>3</sup>ご使用の家庭が大半を占めていることがわかりいただけると思う。34%の改定だと20m<sup>3</sup>前後のご使用で、13のスライドから1,000円～1,500円の値上げになります。

委員

これに水道も上がる。

事務局

今回の改定では、水道は端数を丸めるなど、値上げが0に近いようにして、下水道の方を考えていただけたらと思います。

確かに一か月1,000円上がると一日にしたら何十円ですが、一年間では12,000円になる。排水負担金を全て下水道料金で賄う場合がこうなので、排水負担金を100%賄うことは難しいなど、色々ご意見いただけたらと思う。

委員

店を経営しているが、ひと月に50m<sup>3</sup>ぐらい使用している。そうすると、34%だと、毎月2,500円ぐらい増額となるので、年間にしたら商売をしている者としては結構な金額だと思う。一気に上げるのもどうか。

委員

一般的な主婦の感覚からしても、ちょっときつい。

委員

一気に上げるのは、どうかと思う。

委員

最初に大きく上げる場合は、町民の皆さんに、周知を徹底してもらい、納得してもらわないとびっくりすると思う。

事務局

段階的にあげる場合は、一段で上げるより、三段階で上げる方が高い料金になります。

結果として10年間分で区切った場合には、1段階より、2段階、2段階より、3段階で改定した方が料金としては、高額になります。ただ、この試算は、排水負担金の10年間分を10年間分の使用料収入で賄う場合で試算しています。

委員

12年までですね。整理するとしている部分は。しなかったらどうなのか。

事務局

スライド番号12番の資料をご覧ください。

1回20%改定した場合には年間6,300万円の増収効果があつて、それによって約30%基

準外繰入が減るということを表しています。30%改定だと、毎年約9,500万円の増収が見込めて、基準外繰入金として、税金で補填している部分が約45%減ることになります。

この12のスライドの意味として、今回の改定でどれくらい下水道会計として料金収入が増えるのか、基準外繰入金を減額できるのか、効果を整理するために作っていますが、しなかった場合は、これが、なくなることになります。

#### 委員

単純に今の排水負担金を全部賄うと34%で行けるということだと思います。当然、払わなくてはいけない排水負担金を後回しにすることは次世代に負担を送っていくことになると思うので、僕はできるだけ納得してもらえ上手なお知らせをして、34%で排水負担金の全部が賄えるような方法を取るべきと考えます。

そうしても基準外繰入金が50%残ってしまうわけで、そう考えると必要な費用の全部を下水道料金や水道料金で賄っているわけじゃないということ、補助金、繰入金などをもらって、今の下水も水道もできているのだと、皆が理解を持つべきじゃないかと思います。

#### 委員

一気に上げるとなると、上げ幅が大きいので節水しようということになって、有収水量が減る可能性もありますね。

#### 事務局

節水のことで、値上げした29年度は有収水量が落ちています。若干減ると思います。

#### 委員

私も排水負担金はやはり利用者が負担していくべきもので、先程、〇〇委員さんが言われたとおり、私も同様の考えを持っています。そうしても基準外繰入金が半分ということで、結局、一般会計からの繰入は必要で、交付税の算定替えや合併特例債も終わって、非常に町の財政が苦しい中で、下水道事業が一般会計の足を引っ張っていることは非常に町として、財政面で苦しい。そういった意味からもこの改定率が34%と非常に大きいので、その辺をどうするのか、今6つパターンの試算をさせていただいているがどのくらいがいいかわからないのですが、皆さまのご意見を伺った中であくまでも排水負担金の部分は使用料で賄うのがいいと思います。

#### 委員

こういう数字を見ていると仕方ないという気になってくるが、ちょっと視点を変えると、やはり水は命の水じゃないですけど安価で健康的な水を提供するという責任も国か自治体かわかりませんが、あるので、その視点も持ちながら考えて、葛藤があるわけですけど、本当に苦しい家庭には、どんな影響があるだろうとか考えていかなければならないと思う。

#### 事務局

生活に困っておられるご家庭にも大きなご負担をお掛けする事となります。負担が高額なので、そういったご家庭には、一般会計から補填するよという事を書いていただくとありがたいです。

下水道の経営が苦しい中で、生活に困っておられる方にだけ下水道会計で手当をする事に対して、他の使用者にご理解いただけるか、受益者負担の公平性からも問題がある。そういった手当は、一

般会計で福祉の政策として創設していただいて、改定はあくまでも経営改善をしっかりとやって行くことが、本筋と考える。

先程の〇〇委員様と〇〇委員様からありました34%の話ですですが、10年の試算の根拠がはっきりしていない、排水負担金が確定しているのは令和4年までで、その後の5、6、7以降については確定していませんので、4年ごとに見直していくと29.5%になりますし、5年ごとの見直しにすると30%の改定ということでお示ししております。3年から5年ごとに定期的に見直しなさいという方針が、水道については、国から出ている。見直すというのは料金を変えるということではなく、本当にこの料金で、この収入で、この事業規模でやっていけるかどうか、委員会を開いてしっかり見なさいという指針です。今回改定をお世話になっても、3年から5年の間には、審議会で経営の検証を継続していくことには変わりありません。今回の改定で、10年間見込んであるから10年間は何もしないということではありません。

先程から出ています広報、周知の件ですが、社会情勢としてはすぐに改定できる見通しはないと思っています。十分な周知期間を設けてお知らせなりお願いなりをしていきたいと考えております。

改定時期についても答申の中に盛り込んでいただければと思いますし、社会情勢、地域の状況を見て判断しなさいとかということで、一定この審議会で出していただいた結論に基づいて条例案を作成して議会の方へ上げていきたいと思っております。

議長

私の感想を言わせていただきたいと思います。

資料を拝見するとどうしても値上げはやむなしということになるが、我々はどういった資料をいくらでも見ているので分かるが、一般の住民の方とか議員に説明するときに30%を超える値上げはかなりのインパクトがありますので、もう少し抑える方向もあるでしょうし、もしくは30%を超える提示をする場合は、よほどの理由、どうしてもこういう事があって仕方がないと住民、議員さんに訴えかける、わかりやすく説明していくことが必要になってくると思います。どうしても必要だと言うことを強く訴えることですね。さっきから話しが出ている排水負担金を下水道使用料で賄えるということが一つのポイント、基準になると思うので、そのところはきちんと説明していかなければいけないと思う。

何パーセントの改定がいいということじゃないですが、わかってもらうためには説明が重要だと考えています。

事務局

議会からも、特別会計、特に下水道会計への繰出金といいますか一般会計からの繰入金が多いことを指摘されている。値上げをするなど、何らかの手当をして繰入金を減らしてほしいのは議会も思っておられると思う。類似団体に比べて多いと指摘されています。

議長

広域的な事務の統一化の件で議会に諮ったときは、否決されたのと違いますか。

事務局

窓口業務等の民間委託です。民営化と混同された部分があり、ニュースなどで、コンセッション、民営化ということが世間で騒がれたこともあり、与謝野町の水道が民営化される。料金が高くなるなどと言われて、理解が得られず窓口業務の共同発注ができなかった。

議長

経費削減のために提案された。

事務局

多少の経費削減と、上下水道課の職員が減ってきている中で、重要な部分をやれない状況になっている。毎日、毎月のルーティン業務、窓口の業務や料金関係の業務を委託することで、そちらを担当している職員を施設管理や計画の策定、経理など上下水道事業として、重要な業務に回すことができる。

今は、お客様の問い合わせや開閉栓、料金の納付書の作成などのルーティンの業務に結構な人数がかかっている。

委員

解りにくいですね。審議会で、何度か説明していただいて、わかったような気になっているが、この表を見てパッとわかる方は、そんなにはいないのでは。

事務局

人が少なくなっている中で、どう効率化していくかを考えなくてはならない。本町だけではなく京都府北部の市町で連携して話し合いをしています。そういった部分でしか経費削減ができない状態だと感じています。昔なら、職員を減らせと必ず言われる方もありましたが、これ以上減らされると業務の色々な部分に支障が出ます。そういう状態まできている。

近隣の事業者と協力、共同して何かをする。窓口業務とか納付書の発送とかを共同でやれば大きい単位として委託に出せるので、そういった方法についても実施に向けた可能性を検討していきたいと思います。

委員

検針の話ですが、今は1カ月に1回です。2カ月に1回にすれば単純計算して経費が半減する。それで700万円ぐらい浮く可能性があると言われたが、冬場の漏水とかそういった問題があるので難しいという話でしたが、最近は温暖化で冬場もそんなに寒くならないし、2カ月に1回にすることが本当にできないのか。あらゆる手立てができない中では、値上げしていくべきだが、本当にできないのか、もう一度検討していただきたい。

事務局

そういう説明もできると思う。ただ、サービスが低下するので、そこをどう考えるかです。本来、水道の漏水については個人で管理していただくのが基本なので、水道の検針を待つて漏水を発見するのではなくて、常日頃から自分のメーターは自分で管理していただくことが基本なので、毎月検針を隔月検針にするのが、今の流れになっているので、検討したいと思います。

委員

ふるさと納税ですが、「環境を守るため、阿蘇海を綺麗に守るために」そういった事を宣伝して、ふるさと納税をいただいて、それを下水道事業に活用するということはできないか。

事務局

生活排水を綺麗にして阿蘇海の環境を綺麗に守っている。広い意味で同じだが、研究してみない

とわからない。

委員

使い道が限定されたらどうか。

事務局

阿蘇海の浄化という部分で、広い意味で下水道事業に寄付を取り込むことを寄付された方がどう思われるか。阿蘇海を綺麗にする一助になっていても、直接的な事業の方がよかったと思われないか。

委員

最初から、限定しないと。

事務局

最初から、下水道にということであればいいと思うが。

委員

「自治区というか〇〇区に使ってくれ」、そういった形はありますよね、区でも何か使い道があったらという話をしたので、目的がハッキリ阿蘇海の浄化に関することに特化される寄付だったら使える事はないですか。

事務局

阿蘇海の浄化については色々な要素があるので、例えば農薬の件や肥料、不法投棄など、下水道だけじゃなくて、もちろん家庭からの雑排水の影響は大きいですが。

今のご意見も答申へ盛り込んでいただければいいと思います。

2カ月検針や窓口業務の委託や他の市町との協力なんかも推進して、少しでも経費が安くなるようにしないさいなどのご意見をいただければ、それを基に、事務を進めていくこととなります。

委員

12年の後もずっと続くわけですね。

だったら8の赤い線と黒い線と引っ付きながら、あまり変わらず上りもせず、まだ黒い線がどうなるかわからないので黒い線と引っ付きながら4年先、5年先を見ながらというのが一番大幅には変わらないのでは思う。10年先になったらまた変わるので。

事務局

今、〇〇委員からお話がありました4年ごとの改定率で行きますと30%を切る率になりますので、お金的にはあまり変わらないのですが、資料では30%の改定しかしていませんので、もしご了解いただけるのであれば、29.5%ちょうどには、料金表を作って当てはめることができないと思いますので、29%前後、28%前後、27%前後ぐらいの3案か、29%前後と27%前後と25%前後の3案を作成させていただきたいと思いますが。

議長

個人的には29と27と25と、と思いますが皆さまはどうですか。

委員

29%で、3年度で黒のところに行くのか。

事務局

29%では少し足りないかもしれない。ただ、令和4年までしか排水負担金が確定していないので、令和5年からは、基準となるところが動く可能性があります。現況の手元の資料でいきますと29.5が赤い線です。だいたい黒い線と同じくらいになります。

8のスライドの赤い線です。排水負担金と寄り添って上っていく、ずっと上がっていく29.5%改正して次には4.2%くらいの改定率、三回目は3.9%、4%ぐらいの改定率、最初は抑えませんが、あとが若干高くなってくる。

委員

29.5を7年までやって、7年からは4.2というのは、33.いくらになるわけですね。

私は排水負担金を目標にして、最初から改定して3年ごとに見直しする方法の方が、先の改定は抑えておいて、あとで上げるよりも、排水負担金の10年分については、これでうまく行けますよととして、この料金を3年か5年で見直すという方がわかってもらえやすい気がします。

委員

34%だと10年間後は、また一気に下げないといけない。黒い線にとにかくずっとくっついていくには。

委員

排水負担金は未加入の人の分も負担しているということですね。加入者で。

事務局

計画排水量で支払っているのです、そうです。

委員

2回目の時に資料で出してもらった料金収入の100%で見てほしい。今80%の加入ですね。これを見ると令和3年で4,000万程負担が必要ということ。それを基準外繰入で賄っているかもしれませんが、未加入の分まで加入者が負担をすることになる。だから、実際に計算をするときは、水洗化率100%として、使用料収入を見積もっていただかないと、未加入の人の部分を加入者が負担をすることになる。与謝野町の加入率は80%だから、排水負担金の80%でいいとはなっていないので、20%の部分を加入者が払っている。そこは町から基準外繰入してもらおう。これを見てたら令和3年で4,000万ほどある。そういう計算でいけば、34%ではなく、29%になるかもしれない。

事務局

その考え方ですと、一般会計からの基準外繰入を全部使用料で賄った前提での話ですね。排水負担金の話では、使われた分に対して流域下水道に払うお金を使われた使用料で賄うという話で進んでいると思います。それでも、まだ5割しか賄われない1億円以上繰り入れをしていただいている。

委員

それはそうだが、だいたいの料金収入を実際の収入があるとして、差額を計算してもらったら、34%ではなく、計算上33%か32%になるのでは。

事務局

基準外繰入金を0にして、20%を差し引いて料金を試算するという考えでよろしいか。

委員

0と言っているのは基準外繰入か。  
今の考えで再計算ができないか。

事務局

基準外繰入金を全部使用料で賄うと多すぎるから、とりあえず排水負担金に見合う部分は、使用料で賄うという理解でしたので、未加入の部分、その分は税金で負担をしろということなら、基準外が0というところがターゲットであれば当然お話ししていただいているとおおり。20%引くことも考えられる。

委員

今の議論は、基準外が0ではないわな。

事務局

〇〇委員が言っておられるのは、本来加入していたらその人に負担してもらえる分を今加入している人で払っているから未加入分は一般会計で負担するなり料金の値上げには乗せない方がいいのではということですね。

委員

今が100%なら基準外繰入が4,000万ほど安くなることになる。年間繰入が令和3年で1億4,800万円か。100%なら4,000万程入れてもらわなくていいということになる。  
4,000万ほどの差がある。未加入の20%の人が水洗化したら。

事務局

接続率が100%となれば4,000万増えてくるということですね。

委員

実際80%だからこの部分は繰入して下さいということ。純粹に4,000万ほど、本来なら入ってくるけど、そういう推移で計算してほしい。そしたら、もう少し少なくていいのでは。

事務局

その分を排水負担金からだけ控除して、試算すると、少し難しいのではないかと思います。検討させてください。〇〇委員の思いも形にできるか検討してみます。

今回、シミュレーションに無い29、27、25でスタートして10年間で賄える条件で試算を作成します。

議長

皆さんこれでよろしいでしょうか。

時間もきていますので、ご提案ですが、今日はこの辺までとして、次回、提案のあった改定率でシミュレーションを作成していただき、引き続き水道料金の改定について以降の話もさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

(2) 水道料金の改定について

次回以降に審議。

(3) 水道加入負担金の改定について

次回以降に審議。

(4) その他

事務局より報告事項。

新聞報道などご存じかも知れませんが、新型コロナウイルスの影響に関連した生活支援として、水道料金の基本料金を2か月分減免させていただきよう、これから補正予算を議会で審議していただく。緊急事態宣言が、2ヶ月間だったので、今後の2か月間の基本料金から差し引く形で減免させていただき予定です。減免にあたって、申請手続きは必要なく、基本料金を引いた額で請求させていただき予定です。

新聞よっては、4月、5月を返すという書き方の記事もありましたが、今後の2か月分ですのでご理解をお願いします。今のところ、10月請求分と11月請求分を対象にする予定で、基本料金しか使われていない方は0円請求になる。

～次回日程調整～

(日程調整の結果、10月15日(木)を次回審議会開催日として決定)

4. 閉会のあいさつ

副会長よりあいさつ